

(財)長野県農業開発公社の役割

○ 法的な位置付け：農業経営基盤強化促進法(抜粋)

[目的(第1条)]

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する(農業構造政策)ために、農用地の利用の集積、経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与する。

[農地保有合理化法人の位置付け(第5条)]

都道府県の区域を実施地域として農地保有合理化事業を行う主体を位置付けるよう義務付けられている。

○ 長野県農業開発公社の位置付け

[県農業行政における位置付け]

○担い手の経営規模の拡大や農地の集団化を推進する県行政の補完機関

○保有合理化事業を通じて、県のエリアで農地の流動化を直接推進する唯一の団体

○ 農地保有合理化法人の機能

[農地保有合理化事業の実施]

○目的： 零細土地所有をより効率的な農業生産が展開できるような保有状態に合理化する。

○内容： 営利を目的としない法人が農用地等を買入れ・借入れ(中間保有)して、担い手に売渡し・貸付け(再配分)することを基本とした事業



[保有合理化法人の特徴]

- 中間保有機能を活かした農地の利用調整が可能(複数の出し手の農地を担い手に集約)
- 市町村・JA等との信頼関係・連携体制がある
- 農地の権利移動に係わるノウハウ・経験を有する
- 公的機関が関与する信頼性・安心感
- 関係機関のネットワークを活かした農地情報の収集

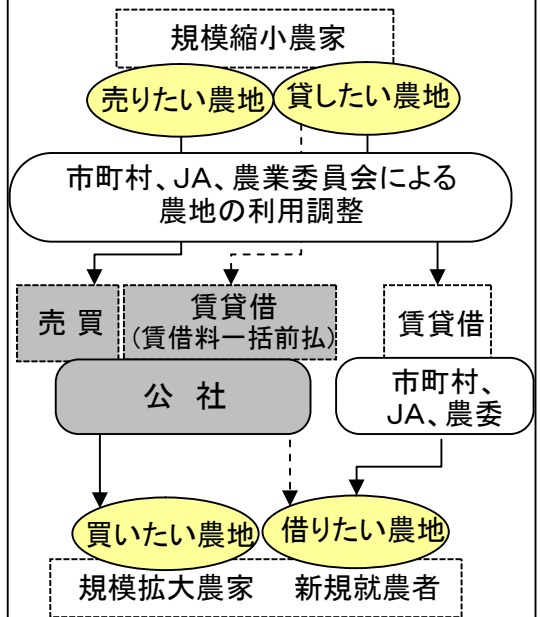
○ 関係機関との連携・役割分担

[県行政との連携]

県農業開発公社は、地方事務所内に支所を配置し、県の現地機関と一体となって、担い手への農地の利用集積を推進している。

[市町村等関係機関との連携・役割分担]

県公社は、市町村、農業委員会、JA等とともに、地域の農地の利用の方向性を踏まえて、非効率な農地の分散状態の改善や経営規模の拡大のために、公社固有の業務である「売買」・「賃借料前払による賃貸借」を実施し、地域における農地の利用形態の改善に役割を果たしている。



注)農地の流動化(農地の利用集積)： 売買や賃借による農地の権利移動のこと。

○ 農地保有合理化事業の効果

- 担い手に農地を権利移動して、経営規模を拡大
- 分散農地をまとめて、作業効率を向上
- 地域になじみのない新規参入就農者等の円滑な農地の権利取得
- 所有者が耕作できない遊休農地等を有効に農業生産に活用